

# 市県民税の申告相談は 2月1日からです

二月一日から市県民税の申告相談が始まります。個人の市県民税の税額は、皆さんから提出いただく申告書から算出されます。税は私たちが快適な市民生活を送るうえで、欠かすことのできない大切なものです。期間内に正しい申告をしましょう。

## 申告が 必要なかたは

○11年1月1日現在、大館市に住民でいて、10年中(1月～12月)に、事業や不動産(地代、家賃)、給料(中途退職を含む)などの所得のあったかた。

○10年中に所得がなかったかたで、市県民税申告書を送られたかた。  
※市県民税申告書裏面の「収入のなかった方へ」欄に記入のうえ、申告してください(郵送でもできます)。

○大館市に住んでいなくても、11年1月1日現在、大館市に自分で使用している事務所、事業所があるかた。

## 申告が 不要なかたは

○所得税の確定申告書を税務署へ提出するかた。

○給与所得だけのかたで、給与支

払い報告書が勤め先から市役所へ提出されているかた。

※わからない場合は勤め先でご確認ください。

○年金所得だけのかた。

※医療費、社会保険料などの各種控除を受けようとするかたは申告が必要です。



## 営業所得・不動産 所得があるかたは

営業所得や不動産所得があると  
思われるかたには、市県民税の申告書と一緒に収支計算書をお送り  
しています。収支計算書に記入の  
うえ、申告書に添付してください。

また、十年中に新たに事業を開始したかたで、収支計算書が送られていない場合は市役所税務課へご連絡ください。



## 農業所得があるかたは

農業所得についても、個々の納税義務者が収支計算をすることになっていきます。しかし、農業所得の収支を記帳していないかたのためには「農業所得標準」を作成してあります。この「農業所得標準」で申告するかたは、次のものを必ずご持参ください。

▽臨時雇用の控除を受けるかたは、雇用控帳、支払い金額などを証明できる資料。

▽標準外経費として別途控除対象となる大型農機具(トラクターやコンバインなど)などを10年中に購入したかたは、購入年月、購入価格などを証明できる書類(売買契約書など)。